

## かすみがうら市国民健康保険税 年税額試算表

前年分の源泉徴収票や確定申告書控えをご準備のうえ、国保に加入される方（被保険者）の情報を次の表の黄色の枠内に入力してください。

なお、賦課限度額や所得額に応じた軽減等（◆）があるため、この試算は目安となります。

被保険者	4月1日現在の年齢	前年1月～12月の収入	前年1月～12月の所得（※1）	所得割基礎額 （前年の総所得－43万円）	40歳以上65歳未満の方の 所得割基礎額
1人目	67	2,500,000	1,400,000	970,000	
2人目	43	3,000,000	2,020,000	1,590,000	1,590,000
3人目	38	1,500,000	950,000	520,000	
4人目	14				
5人目					
6人目					
世帯の所得合計				(A) 3,080,000	(B) 1,590,000

※1 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」又は確定申告の「所得金額等の合計」等の金額です。

医療給付費分				
所得割額	被保険者全員	7.2 %	(A) × 7.2%	221,700
均等割額		4 人	32,000円 × 人数	128,000
				(C) 349,700

後期高齢者支援金分				
所得割額	被保険者全員	3.4 %	(A) × 3.4%	104,700
均等割額		4 人	14,000円 × 人数	56,000
				(D) 160,700

介護納付金分				
所得割額	40歳以上65歳未満の方	2.8 %	(B) × 2.8%	44,500
均等割額		1 人	16,000円 × 人数	16,000
				(E) 60,500

国民健康保険税年税額	(C) + (D) + (E) =	570,900 円
		月額（年税額 × 1/12） ÷
		47,600 円

◆ 国民健康保険税には賦課限度額があるほか、条件により税額が軽減される措置等があります。

### 税の賦課限度額

賦課限度額は、医療給付費分が650,000円、後期高齢者支援金分が240,000円、介護納付金分が170,000円となっていて、年税額の上限は1,060,000円です。

### 世帯の所得金額に基づく均等割額の軽減

世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計が基準を満たす場合、均等割額が軽減となります。ただし、世帯の中に所得を申告していない方がいる場合、適用なりません。

軽減の対象となる所得基準	均等割額の軽減割合
430,000円 + (給与所得者等（※2）の数 - 1) × 100,000円 以下	7割
430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + (295,000円 × 被保険者数) 以下	5割
430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + (545,000円 × 被保険者数) 以下	2割

※2 給与所得者等とは、①給与収入が55万円超の給与所得者、②65歳未満で公的年金等の収入金額が60万円超の方、③65歳以上で公的年金等の収入金額が110万円超の方をいいます（公的年金等に係る特別控除後は110万円を125万円に読み替えます）。

### 18歳以下の被保険者に係る均等割額の減額

未就学児に係る均等割額を5割軽減し、18歳（高校3年生に相当）以下の被保険者に係る均等割額も市独自に5割減免します。